

横須賀市報

号外第14号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次	
条 例	
◇市役所前公園用地活用提案事業者選考委員会条例……	1
◇新サービス実用化支援補助事業審査委員会条例……	2
◇印鑑条例中一部改正……	〃
◇職員特殊勤務手当支給条例中一部改正……	〃
規 則	
◇火災予防条例施行規則中一部改正……	〃
告 示	
◇令和5年度横須賀市一般会計補正予算(第2号)について……	〃

本号で公布された条例のあらまし

○市役所前公園用地活用提案事業者選考委員会条例(条例第23号)

1 市役所前公園用地の活用提案を行う事業者の選考等に関する諮問に応ずる附属機関として設置する市役所前公園用地活用提案事業者選考委員会について必要な事項を定める。

2 施行期日 公布の日(令和5年6月28日)

○新サービス実用化支援補助事業審査委員会条例(条例第24号)

1 地域課題の解決、市民の暮らしの質及び事業者の生産性の向上等に寄与する新たなサービスの実用化を図る事業を支援するための補助金に対して交付申請のあった事業の審査に関する諮問に応ずる附属機関として設置する新サービス実用化支援補助事業審査委員会について必要な事項を定める。

2 施行期日 令和5年7月1日

○印鑑条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 印鑑登録証の交付を受けた者が、コンビニエンスストア等に設置されている端末機を利用し、スマートフォンを用いた印鑑登録証明書交付の申請を行うことができることとする。

2 施行期日 規則で定める日

○職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 防疫作業手当の特例の規定を改める。

2 施行期日 公布の日(令和5年6月28日)

○都市公園条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 浦賀7丁目公園及び久里浜公園の水泳プールを廃止する。

2 くりはま花の国アーチェリー場の供用時間を改める。

3 施行期日 令和6年4月1日。ただし、2については令和5年12月1日

○横須賀市漁港管理条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 久留和海岸駐車場を漁港区域内駐車場とする。

2 北下浦海岸通り駐車場及び北下浦海岸通り臨時駐車場の利用料金について承認料金制度をとることとする。

3 北下浦海岸通り駐車場及び北下浦海岸通り臨時駐車場の供用日、供用時間及び使用料を改める。

4 施行期日 令和5年11月1日。ただし、2及び3については令和6年4月1日

○火災予防条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備の定義並びに急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改める。

2 施行期日 令和5年10月1日

条 例

市役所前公園用地活用提案事業者選考委員会条例をここに公布する。

令和5年6月28日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第23号

市役所前公園用地活用提案事業者選考委員会条例

(設置)

第1条 市役所前公園用地の活用提案を行う事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、市役所前公園用地活用提案事業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の選考基準等について検討し、市長に意見を具申すること。
- (2) 事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、専門的知識を有する者、関係団体の代表者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した

委員がその職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員(委員の職を退いた者も含む。)及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

新サービス実用化支援補助事業審査委員会条例をここに公布する。

令和5年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第24号

新サービス実用化支援補助事業審査委員会条例

(設置)

第1条 地域課題の解決、市民の暮らしの質及び事業者の生産性の向上等に寄与する新たなサービスの実用化を図る事業を支援するための補助金に対して交付申請のあった事業の審査に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、新サービス実用化支援補助事業審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、産業創出に関し専門知識を有する者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第25号

印鑑条例の一部を改正する条例

印鑑条例(昭和52年横須賀市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「除く。）」の次に「又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が同項に規定する電磁的記録媒体に記録されていないものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第26号

職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員特殊勤務手当支給条例(昭和28年横須賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条の2を次のように改める。

(防疫作業手当の特例)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、職員が特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。)をいう。)から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第27号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「浦賀7丁目公園 久里浜公園 長沢村岡公園」を「長沢村岡公園」に改める。

別表第2くりはま花の国の項中「5月5日」を「同月5日」に、「5月6日」を「同月6日」に、

午前8時30分から午後5時まで。ただし、3月から11月までの一般使用については、午前8時30分から午後9時までとする。

を

午前8時30分から午後9時まで。ただし、専用使用については、午前8時30分から午後5時までとする。

に

改め、同表湘南鷹取5丁目第2公園根岸公園浦賀7丁目公園久里浜公園長沢村岡公園富浦公園の項中

「浦賀7丁目公園

久里浜公園 を「長沢村岡公園」に改める。

長沢村岡公園」

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2くりはま花の国の項の改正規定は、令和5年12月1日から施行する。

横須賀市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月28日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第28号

横須賀市漁港管理条例の一部を改正する条例

第1条 横須賀市漁港管理条例(昭和42年横須賀市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項各号列記以外の部分中「漁港駐車場」の次に「(久留和海岸駐車場を除く。以下この条及び第6条の6において同じ。)」を加える。

第10条第4項中「指定管理者」の次に「(久留和海岸駐車場にあっては、市長)」を加える。

第10条の2第2項中「、臨時に」の次に「船舶保管施設及び漁港駐車場(久留和海岸駐車場を除く。)」の「を」を加え、「又は臨時に」を「又は」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に久留和海岸駐車場の供用日若しくは供用時間を変更し、又は利用に供しない日若しくは時間を定めることができる。

第12条第3項本文中「7月及び8月に係る」を削る。

別表第1の2漁港区域内駐車場の項を次のように改める。

漁港区域内駐車場	北下浦海岸通り駐車場	横須賀市野比2丁目194番9
	北下浦海岸通り臨時駐車場	横須賀市野比2丁目200番地先
	久留和海岸駐車場	横須賀市秋谷4287番2地先

別表第1の3船舶保管施設、船舶保管施設関連駐車場及び船舶保管施設関連船舶昇降機の項中「5月5日」を「同月5日」に、「5月6日」を「同月6日」に改め、同表漁港駐車場の項を次のように改める。

漁港駐車場	北下浦海岸通り駐車場	次に掲げる日 (1) 1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日 (2) 1月1日から同月3日まで、7月1日から8月31日まで及び12月29日から同月31日まで	7月及び8月	午前6時から午後8時まで
			9月	午前8時から午後6時まで
			上記以外	午前8時から午後5時まで
	北下浦海岸通り臨時駐車場	指定管理者が定める日	指定管理者が定める時間	
	久留和海岸駐車場	通年	終日	

別表第2漁港駐車場の項を次のように改める。

北下浦海岸通り駐車場 北下浦海岸通り臨時駐車場	7月1日から8月31日まで	1区画 1時間ごとに 420円
	上記以外の期間	1区画 1日1回につき 630円

漁港駐車場 久留和海岸駐車場	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後6時まで	1区画 1日1回1時間まで 500円 1日1回1時間を超えた場合は、500円に1時間を超えた時間30分までごとに250円を加算する。ただし、2,500円を超えるときは、2,500円とする。
		上記以外の時間	1区画 1日1回1時間まで 100円 1日1回1時間を超えた場合は、100円に1時間を超えた時間1時間までごとに100円を加算する。ただし、300円を超えるときは、300円とする。
	上記以外の期間	午前9時から午後6時まで	1区画 1日1回1時間まで 300円 1日1回1時間を超えた場合は、300円に1時間を超えた時間30分までごとに150円を加算する。ただし、1,000円を超えるときは、1,000円とする。
		上記以外の時間	1区画 1日1回1時間まで 100円 1日1回1時間を超えた場合は、100円に1時間を超えた時間1時間までごとに100円を加算する。ただし、300円を超えるときは、300円とする。

別表第2備考に関する部分中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同部分に第1項として次の1項を加える。

1 1日とは、午前零時から午後12時までをいう。

第2条 横須賀市漁港管理条例の一部を次のように改正する。

第6条の3第4項中「と同額」を「の額を超えない範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」に改める。

別表第1の3漁港駐車場の項中

次に掲げる日 (1) 1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日 (2) 1月1日から同月3日まで、7月1日から8月31日まで及び12月29日から同月31日まで	7月及び8月	午前6時から午後8時まで
	9月	午前8時から午後6時まで
	上記以外	午前8時から午後5時まで

通年	終日
----	----

改める。
別表第2漁港駐車場の項中

を
に

7月1日から 8月31日まで	1区画 1時間ごとに	420円
上記以外の期 間	1区画 1日1回につき	630円

を

1区画	1日1回1時間まで	500円
1日1回1時間を超えた場合は、500円に1時間を 超えた時間30分までごとに250円を加算する。た だし、2,000円を超えるときは、2,000円とする。		

に

改める。

附 則

- この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の横須賀市漁港管理条例別表第2の規定は、前項ただし書に規定する日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第29号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（平成28年横須賀市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第20条第1項第1号本文中「ものを」を「もの並びに分離型のものにあっては、充電ポストを」に改め、同項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のもの充電ポストにあっては、この限りでない。

第20条第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧」を「コネクターが電気自動車等に接続され、電圧」に、「当該接続部が」を「当該コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号本文中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号列記以外の部分中「当該蓄電池」の次に「（当該蓄電池が主として保安のために設けるものである場合を除く。次号において同じ。）」を加え、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第35条第2項中「第4項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「標識の設置」の次に

「。ただし、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合を除く。」を加え、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号による標識にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号による標識にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第35条第5項本文中「前項第2号」を「第3項第2号」に改め、同条第7項中「第4項第2号」を「第3項第2号」に改める。

附 則

- この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第35条の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第20条第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に設置されている改正後の第35条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号による標識については、改正後の第35条第4項の規定は、適用しない。
- この条例による改正後の第35条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ただし書中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

規 則

横須賀市規則第50号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和45年横須賀市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「、第4項」を「、第3項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第4条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第7条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第8条の2第1項各号列記以外の部分中「第35条第4項第1号」を「第35条第3項第1号」に改める。

別表第1中「第35条第4項第1号」を「第35条第3項第1号」に、「第35条第4項第2号」を「第35条第3項第2号」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第145号

令和5年度横須賀市一般会計補正予算（第2号）は、6月23日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和5年6月28日

横須賀市長 上 地 克 明

令和5年度横須賀市一般会計補正予算(第2号)

令和5年度横須賀市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564,428千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,762,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 使用料及び手数料		3,980,886	1,563	3,982,449
	1 使用料	3,217,445	1,563	3,219,008
16 国庫支出金		28,064,478	1,315,480	29,379,958
	2 国庫補助金	7,180,100	1,315,480	8,495,580
17 県支出金		12,218,452	160,093	12,378,545
	2 県補助金	4,789,468	160,093	4,949,561
20 繰入金		6,696,823	4,748	6,701,571
	1 基金繰入金	6,630,791	4,748	6,635,539
21 繰越金		300,000	34,344	334,344
	1 繰越金	300,000	34,344	334,344
23 市債		11,667,700	48,200	11,715,900
	1 市債	11,667,700	48,200	11,715,900
歳入合計		163,198,543	1,564,428	164,762,971

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		15,888,758	28,850	15,917,608
	3 戸籍住民基本台帳費	723,358	28,850	752,208
3 民生費		67,762,112	381,277	68,143,389
	1 社会福祉費	33,995,578	245,503	34,241,081
	2 児童福祉費	23,866,413	135,774	24,002,187
4 衛生費		10,945,954	3,389	10,949,343
	1 保健衛生費	10,945,954	3,389	10,949,343
5 環境費		7,242,407	39,500	7,281,907
	1 環境費	7,242,407	39,500	7,281,907
7 農林水産業費		937,750	19,756	957,506
	1 農業費	138,605	4,400	143,005
	2 水産業費	799,145	15,356	814,501
8 商工費		3,088,128	951,896	4,040,024
	1 商工費	3,088,128	951,896	4,040,024
9 土木費		17,340,131	31,461	17,371,592
	4 港湾費	1,327,791	2,400	1,330,191
	5 都市計画費	8,056,943	29,061	8,086,004
10 消防費		6,757,161	23,683	6,780,844
	1 消防費	6,757,161	23,683	6,780,844
11 教育費		14,168,914	84,616	14,253,530
	2 小学校費	4,143,053	44,774	4,187,827
	3 中学校費	2,750,845	30,473	2,781,318
	7 特別支援学校費	189,543	474	190,017
	9 保健体育費	1,289,078	8,895	1,297,973
歳出合計		163,198,543	1,564,428	164,762,971

第2表 債務負担行為補正
変更

(単位 千円)

事 項	期 間	区 分	限 度 額
体 育 会 館 指 定 管 理 料	令和4年度から 令和8年度まで	補正前	2,558,341千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額
		補正後	2,590,689千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額

第3表 地方債補正
追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
脱炭素推進事業費	34,400	普通貸借又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	184,400
	補 正 後	198,200